

東 教 第 2 1 3 9 号
令 和 2 年 2 月 2 0 日

各市町教育委員会教育長
各市町立小・中・義務教育学校長 } 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

任用期間が令和2年4月1日をまたぐ任期付職員等に係る勤務状況報告書の提出について（通知）

標記の件につきまして、別添通知（令和2年2月19日付け教職第1125－4号）による勤務状況報告書の提出先及び提出期限は、下記のとおりです。

記

1 提出先及び提出期限

提出者	提出先	提出期限
各市町教育委員会	東部教育事務所 総務・給与担当	「2 報告対象者」のうち(1)のもの →令和2年3月9日（月）
		〃 (2)のもの →令和2年3月2日（月）

※各市町立学校からそれぞれの教育委員会への報告期限については、各市町教育委員会の指示に従ってください。

2 報告対象者

(1)任用期間が令和2年4月1日をまたぐ任期付職員（フルタイム・短時間）、臨時的任用職員

(2)平成31年4月2日から令和2年3月31日までに採用された本採用職員

※市町教委等と学校間の割愛採用者は報告不要です。

3 留意点

- ・ 報告の対象者がいる場合は、必ず報告が必要です。出勤簿の写しと併せて提出してください。
- ・ 対象者に休職・病気休暇等の期間がない場合は、休暇等の種類に「該当なし」と記入して報告してください。
- ・ 報告の対象者がいない場合は、報告不要です。

総務・給与担当：柴田
（昇給に関する事）
TEL 048-737-2727

教職第 1 1 2 5 - 4 号
令和 2 年 2 月 1 9 日

関係各市町村教育委員会教育長 }
関係各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長（公印省略）

任用期間が令和 2 年 4 月 1 日をまたぐ任期付職員等に係る勤務状況報告書の提出について（依頼）

令和 2 年 4 月 1 日付け昇給の事務処理に必要なため、下記により提出して下さるようお願いいたします。

記

1 提出先及び提出期限

提出者	提出先	提出期限
市町村立学校	管轄の市町村教育委員会	管轄の市町村教育委員会が定める日
市町村教育委員会	管轄の教育事務所	管轄の教育事務所が定める日

※電子データでの提出は不可とします。

※報告対象者がいない場合は提出不要です。

2 提出書類

- (1) 勤務状況報告書（別添様式）
- (2) 報告対象期間に係る出勤簿の写し（A 4 判に縮小したもの）

3 報告対象者

- (1) 任用期間が令和 2 年 4 月 1 日をまたぐ任期付職員（フルタイム・短時間）、臨時的任用職員
- (2) 平成 3 1 年 4 月 2 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までに採用された本採用職員

4 報告対象期間

採用日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

（任期付職員等の報告対象期間については別紙参照）

5 報告の内容

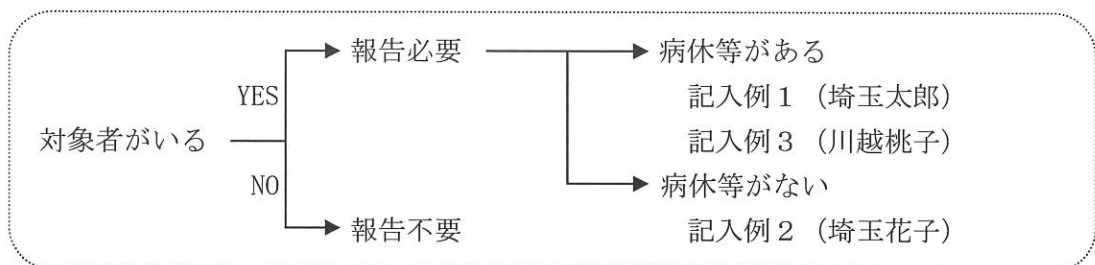
共通報告事項 ⇒ 職員番号、氏名、職名、年齢、現在級号給及び発令内容

対象となる事由	報告事項
病気休暇（公務及び通勤上の病気休暇を含む。）、欠勤を取得した者	報告対象期間内の全ての承認期間及び日数
懲戒処分を受けた者	報告対象期間内に受けた処分（停職及び減給、戒告）の種類及び処分年月日

上表の対象となる事由がない場合は、休暇等の種類は「該当なし」としてください。

6 作成上の留意事項

- (1) 報告書は、令和2年3月1日現在で令和2年3月31日までの見込みを報告してください。
- (2) 報告後に次のような事情が生じた場合は、速やかに電話連絡の上、修正した報告書を提出してください。
 - ア 新たに令和2年4月1日をまたぐ任期付職員等が採用された場合
（臨時的任用職員の任期延長により令和2年4月1日をまたぐことになった場合を含む。）
 - イ 任期付職員等の任期短縮や退職等により、令和2年4月1日をまたがないことになった場合
 - ウ 報告後に新たに病休等を取得した、又は病休等が延長・短縮になった場合



7 その他

4月1日をまたぐ任期付職員等の昇給の号給数は、昇給日前1年間の職歴等（任期付職員やその他の職歴、在家庭の期間）及び採用時以降の勤務状況に基づき決定するため、必ずしも4号給になるとは限りません。

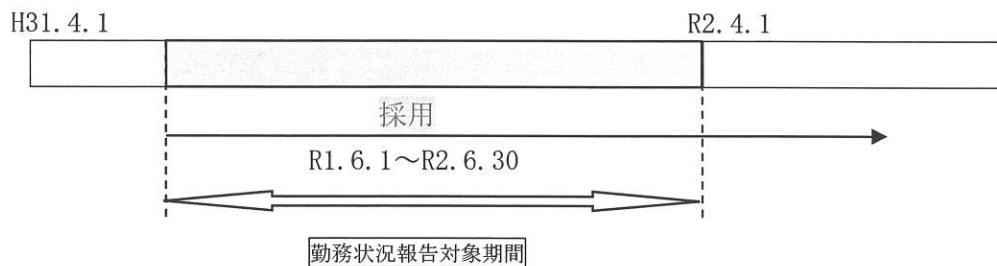
担当 給与制度担当

電話 048-830-6667

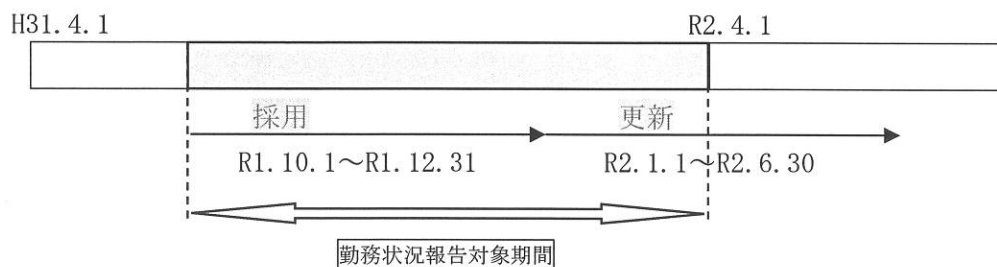
別紙

4月1日をまたぐ任期付職員（フルタイム・短時間）、臨時的任用職員の勤務状況報告対象期間

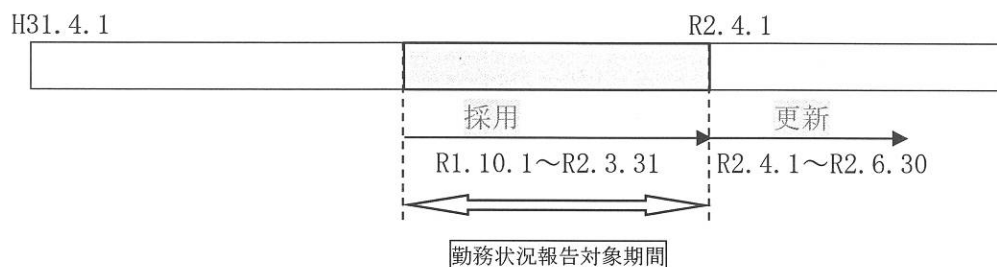
例1 基本的な場合



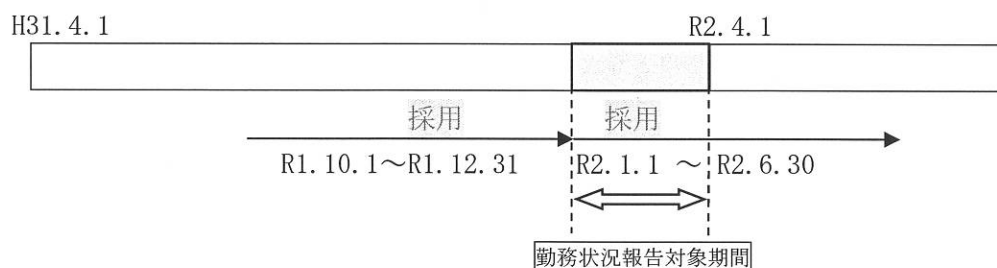
例2 更新発令があった場合



例3 更新発令があった場合（令和2年4月1日更新発令がある場合）



例4 前の任用期間に引き続き1日も空けずに採用されているが、発令内容が異なる場合（更新発令でない場合）



例5 同一年度に別の任用期間があるが、引き続いていない場合

